

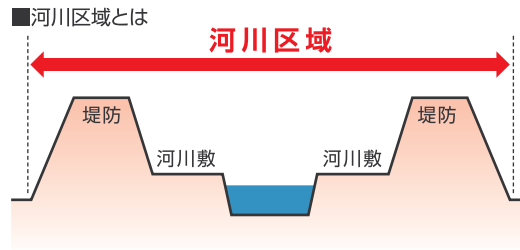
ご存知ですか河川法

河川法

第24条

土地の占用に関するもの

河川区域内は原則一般の方が自由に利用できるものですが、排他的・独占的に利用（占用）する場合には河川法の許可が必要となります。



これが河川法第24条です。

許可が受けられる主なもの

土地占用は公共または公益性の高いものに利用されるのが原則です。

例えば

許可の対象となるのは、公園や運動場のように一般の利用に供されるためのものや、橋のような社会生活に必要なもの

運動場



公園



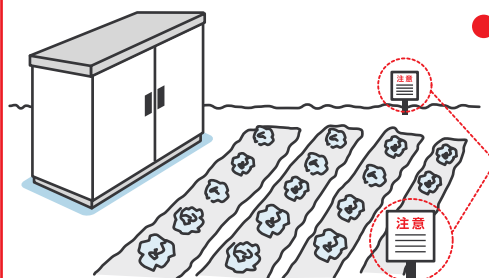
許可されないもの

基本的には個人が継続して独占し、利用するような行為については許可されません。

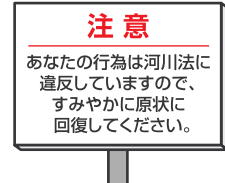
例えば

許可なく新たに畑をつくったり、小屋を設置した場合
(河川法第24条の違反行為となります。)

第24条に違反した場合は次の是正措置をとります。



●注意看板や文書により
是正指示をします。



●行政代執行

自主撤去の是正指示に応じない場合、強制的に撤去することもあります。

河川区域の土地は勝手に独占的に利用できません。洪水からまちを守るためのみんなの土地です。

いつでもご相談ください!

国土交通省 東北地方整備局
仙台河川国道事務所

お問い合わせは担当出張所まで

阿武隈川
(担当区間/河口～角田市境)

岩沼出張所

〒989-2441 岩沼市館下一丁目2-9
TEL (0223) 22-2801

阿武隈川
(担当区間/
柴田町境～丸森橋、亶理町境～丸森橋)

角田出張所

〒981-1523 角田市梶賀字高畑北322番地3
TEL (0224) 63-2315

名取川
(担当区間/河口～名取川頭首工、
荒川合流点～唐松橋、広瀬川合流点～広瀬橋)

名取川出張所

〒982-0003 仙台市太白区郡山字源兵衛東63番
TEL (022) 248-2249

ご存知ですか河川法

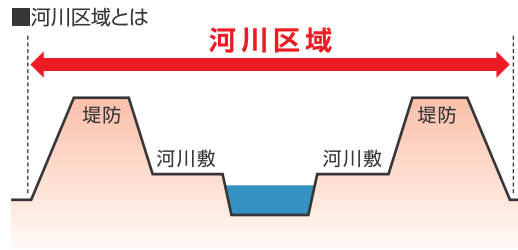
河川法

第26条

工作物の新改築及び除却に関するもの

河川区域内の土地において、洪水等の際に災害を招く等公共の利益に反する工作物は設置できません。

これが河川法第26条第1項です。

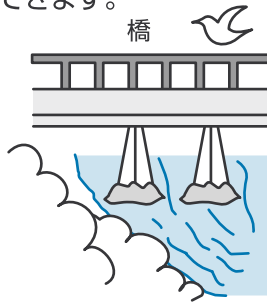


河川法の許可を受けて設置されている主な工作物

河川区域内であっても社会性、公共性等必要やむを得ない場合において、治水、利水、環境に支障が生じない工作物について、設置することができます。

例えば

- 橋
- 道路
- 堰など



よくある不法工作物

河川管理者に許可なく河川区域内に工作物を設置することはできません。

注 土地が民地(一般の方の土地)であっても同様です。

例えば

小屋、船着場、階段等許可なく設置した場合(河川法第26条の違反行為となります。)



違反した場合には
罰則もあります。

河川区域内の
不法建築等として
1年以下の懲役 又は
50万円以下の罰金

工作物を許可できない理由!!

河川区域に工作物があると洪水時に、川の流れの障害となり、川の水をさらにせきあげる危険があります。また、工作物が堤防にぶつかり堤防そのものを壊す可能性があります。あなたの家を洪水から守る堤防のために法律で制限されているのです。



河川区域内では、民地(国所有以外の土地)であっても許可がなければ工作物は設置できません。

いつでもご相談ください!

国土交通省 東北地方整備局
仙台河川国道事務所

お問い合わせは担当出張所まで

阿武隈川
(担当区間/河口~角田市境)

岩沼出張所

〒989-2441 岩沼市館下一丁目2-9
TEL (0223) 22-2801

阿武隈川
(担当区間/
柴田町境~丸森橋、亘理町境~丸森橋)

角田出張所

〒981-1523 角田市梶賀字高畑北322番地3
TEL (0224) 63-2315

名取川
(担当区間/河口~名取川頭首工、
荒川合流点~唐松橋、広瀬川合流点~広瀬橋)

名取川出張所

〒982-0003 仙台市太白区郡山字源兵衛東63番
TEL (022) 248-2249